



久し振りに通常民事訴訟の 証拠調べに臨んで



塚原 朋一
会長・弁護士

もう年も変わり桜の花の季節になってしまったが、昨年の暮れ、18年振りに通常民事訴訟の法廷に原告代理人として臨み、証人・本人を尋問する証拠調べを体験した。昔日の緊張感と充実感を味わった。

事案は、新築のマイホームに移り住んでまもない原告が、その不在中に、古い電気器具から出火して、マイホームや高価な家財を一瞬のうちに失ったと主張して、その電気器具のメーカーである被告に対し、損害賠償を請求した製造物責任に関する事案だ。

原被告双方とも、種々の観点から、火災発生原因について、主張し合い、多くの書証を出し合ったうえ、目撃した通行人に対する証人尋問と、原告本人に対する火災発生直後以降の交渉内容について尋問が集中して行われた。事件自体は、その期日に弁論が終結され、既に判決もされている。

私は、昭和45年に裁判官になり、その後40年余り、その大半を裁判に全霊を尽くした。任官後の数年間には刑事裁判も経験したが、その後は、退官前の8年間の知財高裁時代を除き、専ら、通常民事訴訟を担当した。

昭和の60年代に入るまでは、証人・本人の尋問（「人証」ともいう）の時間が長く、一回の期日で集中してすべての人証を終えることは、至難の業だった。その後、民事訴訟の改革が行われ、平成10年ころには、基本的に、人証は一回の期日ですべて終了する時代に入っ

た。その改革を支える大黒柱が、充実した陳述書の事前提出による尋問の短縮だった。

それまでも、陳述書は多用されていた。しかし、例えば、仮差押え・仮処分の書証として提出される陳述書は、代理人によるいわば言いつばなしの作文であり、反対尋問に晒されることなど全く予定されていなかった。

これに対し、新しい時代の陳述書は、相手方の予想される反対尋問にも耐えられる信用性の高いものが要求され、主尋問は高度の信用性を有するため、相手方はそれを前提に予め反対尋問を準備することができ、反対尋問は主尋問終了後に直ちに行われるようになった。これによって、人証は格段に短縮され、たちまちのうちに陳述書全盛時代が到来した。もっとも、未熟な裁判官の中には、「陳述書があれば主尋問は不要だから、主尋問を省略し、反対尋問から始める」とか、もっと極端になると、「陳述書があれば、尋問は不要だ、証拠調べをする裁判官は見通しが悪い」などと高言する裁判官も現れた。その後、どうなっているか、心配でもあった。

そのような改革完成の終盤に、私は、裁判の第一線を離れ、地方の所長に転じ、再び、東京に戻ったときは、通常民事訴訟から外れ、知財訴訟専門に変わってしまった。今、通常民事訴訟の審理の実情がどのような状況にあるのか、関心はあっても、それを垣間見る機会もなかった。

そんな状況の中、一昨年、弁護士から助演を依頼されたのだ。原告が何とか確保した目撃証人は、高齢で社会経験の乏しい女性であり、数年前のわずか数分の出来事に関する曖昧な記憶に基づいて詳細な証言を求めるものだったため、いたずらに有利な証言を求めることなく、記憶のはっきりした部分を軸に地味な事前準備を行ったうえで、陳述書を作成し、本番を迎えた。ほぼ、予期したとおりの成果を得ることができた。

感想から先に言うと、速記官制度が事実上廃止されたことによる影響が証人尋問の仕方に浸透していた。昔は、尋問中、一時間ごとに交替しながら、複数の速記官が担当し、また、尋問者と供述者の双方の発言を一人の速記官が手作業で速記タイプに打ち込むため、同時発言は極度に制限されていた。

しかし、今では、もはや、速記官が法廷から消えて久しくなっていたためか、私が見た法廷では、尋問者と供述者が言い合っても、裁判長や書記官は、両者の言い分が聞き分けられるためか、何ら気に留めず、全く制止しなかった。かつては、同時発言があると、速記官が、いきなり、速記タイプを打つ両手を挙げて、びっくりするような金切り声で「同時発言はやめてくださいーい！」と叫ぶことが普通だった。

ところが、私の見た書記官は、同時発言があっても、「よくあること」と思っただけで、表情一つ変えず、メモする手もあまり動かさずに、

平然としていた。私には、驚きだった。

実は、尋問時間は、原告と被告の双方とも、予定をかなり超過していたが、裁判長も、書記官も、時間制限や続行禁止もせず、不快な表情もしなかった。正に、隔世の観があった。

変らないこともあった。合議体だったので、主任裁判官でない陪席裁判官は、2時間余り、終始、眠っていたのだ。それにしても、裁判官が居眠りをしているのかどうかは、代理人席から見ると、一目瞭然であり、「怖いな」と、今更ながらしみじみと思った。

短時間で終わる弁論だけのときに居眠りをする裁判官はいないが、証人尋問のときは、そうではなかった。原告が主尋問をするのに、有効な陳述書のなかった時代には、通常は予定時間を超えることはざらであり、実際に尋問が始まると、予定時間を超えることが当然であるため、反対尋問側の代理人は、「反対尋問は次回にしたい」というのが大半だった。

次回といっても、反対尋問側の代理人が、実施済みの証人調書の謄本を入手して準備するため、2か月ぐらい先になるから、裁判官の記憶は薄れ、正確には前回の証人調書を読むしかない。しかも、反対尋問の代理人は、本来の反対尋問をする前に、主尋問の内容を質問の形で確認したうえで、肝心な尋問を始めるため、聴いている裁判官は、主尋問を忘れても、予習していなくても、構わない。この

ため、反対尋問が次回に予想される場合の主尋問については、裁判官は、忘れていても、支障はない。そうであれば、裁判官は、主尋問は聞いていなくても、記憶しておかなくても、いいことになる。裁判長も、主任裁判官も、そうした主尋問の際は、居眠りしても、問題がないのだ。再主尋問と異なり、当初の主尋問では、誘導尋問や、誤導尋問であるなどとする異議の申立てもないため、快眠することさえできる。このようなことは、すべてではないが、珍しくはなかった。

上述したように、今日では、人証が効率よく実施されるようになり、尋問時間が格段に短縮化されているが、それでも、裁判所は、当事者に短縮化を要求し、さらには、証人採用自体もかなり制限する時代に入ったようである。地裁で、証人申請について採用がなく、そうすると、当然のことながら証人尋問の機会がなく生煮えのまま、控訴審に至った場合でも、今日、高裁では、なかなか、証人採用がされないのが実情であり、新たな証拠調べ、新たな事実認定を期待して控訴しても、結実することは少ないという。

ところで、知財権侵害訴訟における人証の実情は、上述した状況とはかなり異なっている。今回は、これに言及する紙幅が尽きたので、次回に、知財権侵害訴訟の実情を紹介し、その問題点を分析し、所見を述べたい。

以上